

～中央防災会議のワーキンググループによる想定(R7.3)、関係都府県の意見、中央防災会議の答申をもとに、地域指定を実施～

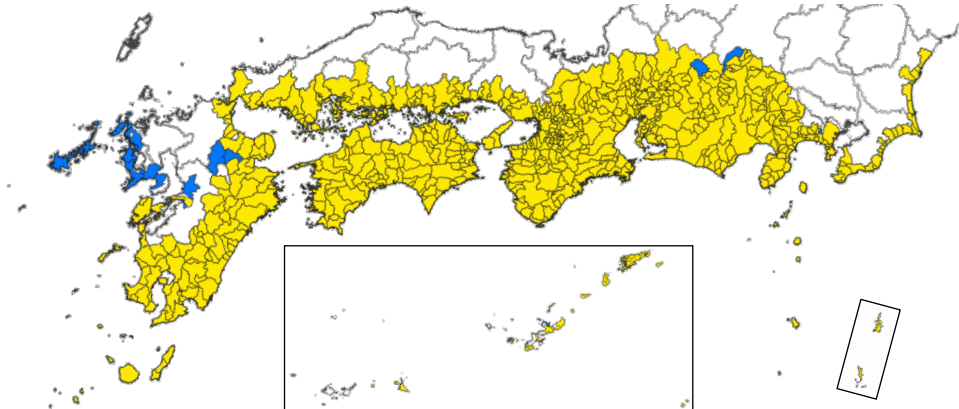
南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に、**著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）**として指定。（法第3条第1項）

<指定基準の概要>

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 過去の被災履歴への配慮、防災体制の確保

1都2府27県723市町村（今回**16市町村**を追加指定する案）



神奈川県(1市追加)	綾瀬市
長野県(2市追加)	塩尻市、王滝村
長崎県(8市追加)	長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、新上五島町
熊本県(2市追加)	熊本市、氷川町
大分県(2市追加)	日田市、玖珠町
沖縄県(1村追加)	今帰仁村

H26指定
 今回追加指定

※指定行政機関、指定公共機関、推進地域内の都府県・市町村等は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成。
 ※推進地域内で、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者等は、「南海トラフ地震防災対策計画」を作成。

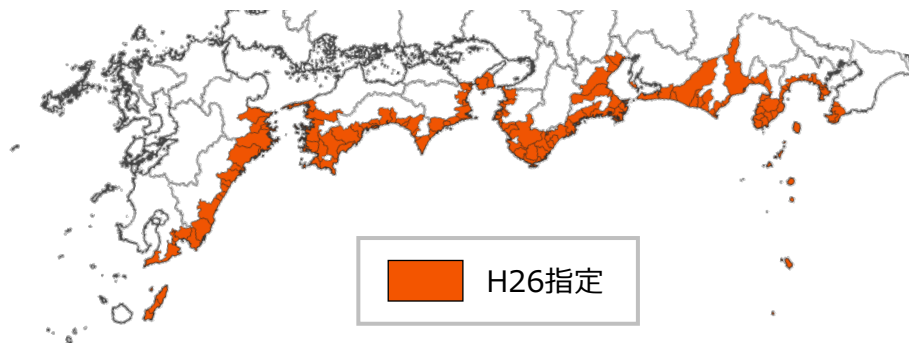
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に**特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）**として指定。（法第10条第1項）

<指定基準の概要>

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域（地震の揺れに伴う堤防の沈下等の設定による津波到達前の浸水はみなさない）
- 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保（浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮）

1都13県139市町村（今回追加指定等なしの案）



H26指定

※関係市町村は「津波避難対策緊急事業計画」を作成。
 ※津波避難場所等の整備事業の補助等の高上げあり(国の負担割合2/3)。

指定までの流れ

